

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	町指定文化財の現状変更等の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町文化財保護条例 第15条第2項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第94号		
<b>【根拠条文】</b>			
(届出)			
第15条 町指定文化財の所有者等又は管理責任者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。			
(1) 所有者等を変更したとき。			
(2) 管理責任者を選任又は解任したとき。			
(3) 所有者等又は管理責任者が、その住所又は氏名(保持団体にあってはその所在地又は名称)を変更したとき。			
(4) 町指定文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、又は盗み取られたとき。			
(5) 町指定文化財の所在の場所を変更したとき。			
2 町指定文化財で有形文化財の所有者又は管理責任者は、当該町指定文化財の現状を変更し、又は修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。			
3 町指定文化財で無形文化財の保持者が、住所若しくは氏名を変更し、又は死亡したときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が、代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにおいて、代表者であった者)について、同様とする。			
4 町指定文化財で民俗文化財の所有者又は管理者が、当該町指定文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。			
5 町指定文化財で記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番及び地目に変更があり、又は地積に異動があったときは、所有者又は管理者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日